

日本歯科専門医機構の歯科専門医共通研修要項の改訂について

(公社) 日本口腔外科学会

口腔外科専門医が日本歯科専門医機構による歯科専門医の認定を受ける際、同機構が認定した共通研修の単位を2020年度(2020.4.1～2021.3.31)以降毎年度2単位取得が必要になり、これについては、会員の皆様へ機会ある毎にお知らせしているところです。

このたび、同機構の定める日本歯科専門医機構共通研修要項が改訂され、2022年4月1日から改訂内容が適用されることになりました。

主な改正点は以下のとおりです。

- これまで、共通研修の研修項目は、必修項目(①医療倫理、②医療安全、③院内感染対策)と選択項目(①地域医療・地域包括ケアシステム、②隣接医学・医療、③医療関連法規、医療経済、④その他)と定められていましたが、必須と選択の区別が撤廃され、研修項目はすべて必修扱いの5項目(①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規、医療経済)となったこと。
- 各学会からの共通研修認定申請が少ない①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、及び⑤医療関連法規・医療経済について、同機構において主催することとし、その受講が望ましいとの文言が共通研修要項に追加されたこと。
- 各学会が共通研修を実施する場合の同機構への申請期限が、共通研修実施日の2か月前から3か月前に変更されたこと。

また、共通研修要項改訂に係る移行措置は以下のとおりです。

- 2022年3月までに受講した従前の共通研修項目に基づく取得単位については共通研修の単位とすることができる(隣接医学・医療又は地域医療・包括ケアシステム等についても取得単位数としてカウントしてよい)。
- 新たに必修項目の2項目が増加したことから、2024年3月までに申請学会が認定する歯科専門医においては必修5項目の全てが揃っていないくとも(新たに追加された必修項目の2項目の履修がされていなくても)差し支えない。

なお、2024年4月以降に認定される歯科専門医については、改正後の共通研修項目に基づき、必修5項目の各々1単位を含む合計10単位以上の取得が必要となる。

共通研修の詳しい改訂内容は、日本歯科専門医機構ホームページの以下のURLに掲載されています。

<https://jdsb.or.jp/training.html>